



パートB - サービス特約 (2026年1月時点のバージョン)

1NCE Whereaboutsサービス特約

1. 1NCEのサービス固有の履行義務

1.1 1NCE Device Locator Plus（以下「DLP」）は、1NCE Whereaboutsの一部として、お客様が1NCE Connectサービスで使用されるIoT SIMを探すための強化機能を提供するソフトウェアソリューションです。DLPは1NCE OSに含まれるデバイスロケーターの標準機能とは異なります。機能的な観点から見ると、DLPはローカライゼーションの精度向上と、要求の高いアプリケーション向けの追加データを提供します。このような改善は、1NCE Connectサービスの提供のために使用される通信ネットワーク内で生成された位置情報と、下請けとして機能する第三者のクラウドサービスプロバイダーの他の一般的な位置情報を組み合わせることによって実現されます。1NCE Whereaboutsのジオフェンシングは、デバイスが事前に定義されたエリアに入りした際にアラートを提供します。DLP、ジオフェンシングおよび基盤となるサービスは、以下「Whereaboutsサービス」と総称します。Whereaboutsサービスの種類と範囲、その異なる特徴、並びにお客様が満たすべき技術的前提条件はサービス説明書に定められています。

1.2 Whereaboutsサービスは付随サービスであるため、1NCE Connectサービスおよび1NCE OSサービスを注文した利用資格のあるお客様のみが利用可能であり、1NCEが提供するソフトウェアおよび本サービスと併用することによってのみ利用可能です。各Whereaboutsサービスは、ウェブショッピングにてお客様が個別に注文することができます。現在のサービス特約は、1NCE Connectサービスまたは1NCE OSサービスに適用される他のすべての条項、特に、該当するサービス固有条項の同時適用には影響を与えません。

2. 本サービス特約およびお客様の協力義務

2.1 お客様はWhereaboutsサービスに関する以下の利用制限を認識し、受け入れます。

- Whereaboutsサービスの基盤となる1NCE Connectサービスは、M2Mベースで自動的に通信するIoTデバイス専用のモバイル通信サービスです。
- お客様は、上記a項に規定される方法で通信を行うIoTデバイスにのみIoT SIMを接続し、スマートフォンその他、お客様の従業員またはお客様のお客様などのエンドユーザーが当該機器を介して任意に通信行為を開始し得るいかなる種類の入力デバイスなどのその他の

電気通信機器へのIoT SIMの接続をも控えなければなりません。

- IoT SIMを搭載した該当するIoTデバイスを1NCE OSプラットフォームを通じて管理し、目的のためにM2M通信活動を開始するのはお客様のみです。および、
- お客様は、移動中のIoT SIMに自然人が同行している場合を含め、いかなる自然人の位置であれ、追跡するためにWhereaboutsサービスを使用してはなりません。

Whereaboutsサービスは、M2M関連の電気通信を可能にするという唯一の目的に基づいて設計されているため、上記のサービス制限がお客様により遵守されない場合に適用され得る追加の規制要件に適合するよう技術的に構想されたものではありません。従って、お客様は、上記a項からd項に定める特別なサービス制限を常に遵守することに同意します。

2.2 Whereaboutsサービスを利用するにあたり、お客様は、利用する管轄区域における位置情報ベースのサービスの利用に関するすべての適用法律および規制を遵守します。特に、お客様は不正な第三者位置追跡に該当するWhereaboutsサービスのいかなる不正利用も控えなければなりません。

2.3 1NCEが、お客様が上記第2.1条a項からd項の特別サービス制限に違反するか、適用される法律・規則に違反してWhereaboutsサービスを利用する可能性がある事実を認識した場合、1NCEは本一般取引条件パートA第3.7条b項および/またはc項に基づき、Whereaboutsサービスの提供を制限または停止することができます。

3. サービス固有の料金規定

3.1 Whereaboutsサービスは、前払い料金で請求されます。

- DLP：合意された前払い料金の支払いにより、お客様は最大12か月の利用期間（以下「位置情報解像度」）において、それぞれの位置特定イベントに使用できる特定の容量パッケージを事前に取得します。新しいPDP（パケットデータプロトコル）コンテキストの作成によって、該当するIoT SIM を搭載したIoTデバイスの位置が正常に解像されると、位置解決の使用および利用可能な位置情報解像度の容量内の同じ値の除外をトリガーする位置特定イベントが発生します。「PDPコンテキスト」とは、モバイルステーションとゲートウェイGPRS（一般パケット無線サービス）サポート



一トノード間でデータセッションを確立し、IoT SIMを搭載したお客様のIoTデバイスが該当するネットワークとIPパケットを交換できることを意味します。該当するIoTデバイスがPDPコンテキストを確立する頻度はデバイスによって異なります。

- b) ジオフェンシング：合意された前払い料金の支払いを通じて、お客様は最大12か月の使用期間中にジオフェンシングイベントに使用される特定の容量パッケージ（以下「位置情報評価」）を事前に取得します。1つの位置評価の使用および控除のトリガーとなるジオフェンシングイベントは、該当するIoT SIMを搭載したIoTデバイスの位置が、Whereaboutsサービス内でお客様によって作成された事前定義された地理的エリア（「ジオフェンスイベント」）内またはエリア外に移動した場合に発生します。
- 3.2 Whereaboutsサービスは、1NCEが合意された容量パッケージの位置情報解像度および/またはポジション評価の支払いを完全に記録できるまで初めて有効化されず、お客様の1NCE OSアカウント（メインアカウントまたはサブアカウント）内に利用可能な位置情報解像度または位置情報評価が残っていない場合は自動的に停止されます。購入した各容量パッケージには12か月の使用期間があります。位置情報解像度および/または位置情報評価の有効化は、1NCEによる請求書の支払いの受領以降に開始されるものとします。お客様は、Whereaboutsサービスが稼働中または再稼働するために後日の段階で位置情報解像度および/または位置情報評価の追加容量パッケージを購入することができます。新たに購入された容量パッケージはお客様の1NCE OSアカウントに追加され、お客様の1NCE OSアカウント内のすべての位置情報解像度および/または位置情報評価の使用期間は最新の購入日から12か月に一様に延長されます。使用期間の延長は、新しい容量パッケージを購入した特定のWhereaboutsサービスにのみ適用されます。
- 3.3 当事者間で別途合意がない限り、お客様が追加の位置情報解像度および/または位置情報評価の購入に支払う料金は、購入時に適用される当時の価格表に基づいて決定されます。
- 3.4 利用可能な位置情報解像度および/または位置情報評価数と該当使用期間は、お客様の1NCE OSアカウントに表示されています。位置情報解像度および/または位置情報評価は、お客様の1NCE OSアカウント内のすべてのIoTデバイスにプールされ、お客様はすべてのIoTデバイスで柔軟に使用することができます。同様に、位置情報評価もお客様の1NCE OSアカウント内のすべてのIoTデバイスで使用できます。

4. 契約期間および終了（契約解除）に関するサービス特約

- 4.1 Whereaboutsサービス提供に関する契約関係は無期限で締結されます。次の場合、理由を要せずに、

- a) お客様はいつでも予告なしに、且つ、
- b) 1NCEは2週間の通知期間をもって解除することができますが、その効力は、お客様が最後に利用可能な位置情報解像度または位置情報評価の利用期間が満了する前には発生しないものとします。

当該Whereaboutsサービスのみを個別に終了（契約解除）しても、本契約の他の部分には影響を及ぼしません。

- 4.2 契約関係が（契約解除）しても、未払いの料金には影響はなく、その支払い義務は存続します。契約終了時に未使用の位置情報解像度または位置情報評価が残存している場合であっても、お客様に対して、これらに関するいかなる補償も支払われないものとします。正し、1NCEが、お客様による正当事由に基づく特別解除について責任を負う場合はこの限りではありません（本一般取引条件パートA第6.2条を参照してください）。

5. データ保護およびその他の関連する法的義務

- 5.1 お客様が (i) 合意された非パーソナルなM2M方式で、且つ (ii) 適正利用ポリシーに従って、Whereaboutsサービスを利用することを条件として、通常、Whereaboutsサービスの利用により、通常、当事者間にデータ保護に関する相互の義務が直接発生することはないものと推定されます。

- 5.2 しかしながら、Whereaboutsサービスの利用形態によっては、1NCEが必ずしもそれを認識し得ない状況で、お客様が特定の自然人（移動するIoTデバイスに随伴するお客様の従業員やお客様のお客様など）を当該IoTデバイスと関連付ける場合があり、その結果として、当該データ主体の個人（位置情報）データが同時に間接的に処理される事が生じ得ます。このような場合、お客様は、データ管理者として、当該データ主体に対して課されるあらゆる該当するデータ保護上の義務、並びに適用法令がその目的のために規定するその他すべての義務を遵守する責任を負います。

- 5.3 上記第5.2条に定める利用形態では、1NCEによるWhereaboutsサービスの提供が、お客様に代わるデータ処理と見なされる可能性が排除できないため、準備的手段として、EU一般データ保護規則（GDPR）第28条に基づき必要となる場合に締結すべきデータ処理契約をここに締結します。ここに締結するものとします。詳細については、1NCEのデータ保護情報

[\(<https://www.1nce.com/en-us/privacy-policy>\)](https://www.1nce.com/en-us/privacy-policy)



をご参照ください。